

令和3年12月14日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 宮川 政昭
(公印省略)

電子帳簿保存法の改正について(情報提供)

平素は本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度税制改正において、経済社会のデジタル化を踏まえ、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」(以下「電子帳簿保存法」)の改正等が行われ、令和4年1月1日から施行されます。

電子帳簿保存法とは、各税法で原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類^(注1)について一定の要件を満たした上で電磁的記録(電子データ)による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

今般の改正により、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について大きな見直しがなされました。主な改正内容は以下の通りです。

① 電子取引のデータの保存

令和4年1月1日以降、取引先から電子メール等で受領した請求書などの取引情報について、そのデータを出力した書面(プリントアウトした紙)での保存が認められなくなり、電子データのまま所定の要件を満たす方法により保存することが必要になります(別添資料1①)。

ただし、12月10日に公表された自由民主党・公明党「令和4年度税制改正大綱」において、令和4年1月1日から2年間は、税務署長が認め、かつ税務調査の時に電子データを出力した書面の提示又は提出に応じる場合には、その出力した書面による保存を可能とする経過措置が講じられることとなりました(別添資料4)

(注1) 「帳簿」とは、総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳など。

「書類」とは、取引等に関して作成又は受領した領収書や請求書などの書類、及び決算関係書類(損益計算書、貸借対照表など)。

「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。具体的には、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます。）、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等をいいます。

この取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項（日付、取引先、金額等の情報）をいいます。（別添資料2、問2）。

「電子取引」の例として、以下のものがあります。（別添資料2、問4）。

- (1) 電子メールにより請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)を受領
- (2) インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)又はホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
- (3) 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- (4) クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- (5) 特定の取引に係るEDIシステムを利用
- (6) ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
- (7) 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

○電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合の要件の概要

要件
(1) 電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け (自社開発のプログラムを使用する場合に限ります。)
(2) 見読可能装置(ディスプレイ、プリンター)の備付け等
(3) 検索機能の確保(日付、取引先、金額等で検索)
(4) 次のいずれかの措置を行う <ul style="list-style-type: none"> 一 タイムスタンプ(※)が付された後の授受 二 速やかにタイムスタンプを付す(取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合には、その業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかにタイムスタンプを付す) 三 データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用 四 <u>訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け</u>

(別添資料2、問11)

※ タイムスタンプとは、ある時刻にその電子データが存在していたこと、それ以降改ざんされていないことを証明するもので、一般財団法人日本データ通信協会が認定する「時刻認証業務認定事業者」が発行します。（認定事業者一覧は同協会ホームページに掲載されています。<https://www.dekyo.or.jp/touroku/>）

タイムスタンプの導入には費用がかかる一方、訂正削除の防止に関する事務処理規程を備え付けることによりタイムスタンプを導入しなくとも要件を満たすことが可能です。

例えば電子メール等で請求書を受領した場合、一般的なパソコンで以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります（別添資料2、問12）。

1. 請求書データ(PDF)のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。
例) 2022年(令和4年)10月31日に株式会社国税商事から受領した
110,000円の請求書 ⇒ 「20221031_株国税商事_110,000」
2. 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。
3. 訂正又は削除の防止に関する事務処理の規程を作成し備え付ける(上記表の(4)の四)(別添資料2、14～16ページに記載の規程例参照)。

税務調査の際に、税務職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出する必要があります。

なお、上記1の代わりに、索引簿を作成し、索引簿を使用して請求書等のデータを検索する方法によることも可能です(別添資料2、8ページに記載の索引簿例参照)。

上記の事務処理規程や索引簿の作成例は、国税庁の以下のサイトからダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

なお、電子取引の電子データが保存要件に従って保存されていない場合は、青色申告の承認の取消対象となり得ることとされていますが、これについて国税庁が公表した「お問合せの多いご質問(令和3年11月)」において以下の様に説明されています。

「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務に関する今般の改正を契機として、電子データの一部を保存せずに書面を保存していた場合には、その事実をもって青色申告の承認が取り消され、税務調査においても経費として認められないことになるのではないかとのお問合せがあります。

これらの取扱いについては、従来と同様に、例えば、その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。」

(別添資料3、10ページ、【電子取引関係】問42の【補足説明】)

② 事前承認制度の廃止

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました。電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です(別添資料1②)。

③ スキャナ保存制度の適用要件の緩和

国税関係書類のスキャナ保存制度は、取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類(決算関係書類を除きます。)について、一定の要件の下で、書面による保存に代えて、スキャン文書による保存が認められる制度です。

今般、上記②と同様にスキャナ保存についても税務署長の事前承認が不要とされました。また、スキャナ保存が認められる要件の一部(タイムスタンプ付与の要件、検索機能確保の要件等)が緩和されました(別添資料1③)。

つきましては、制度の詳細については税理士等の専門家に事前にご確認されますよう、その旨も併せて、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

※ 国税庁の以下のサイトに、上記資料の他、最新の情報が掲載されています。

令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/12.htm>

電子帳簿保存法Q&A(一問一答)～令和4年1月1日以後に保存等を開始する方～

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/4-3.htm>

※ Q&Aに例示のある各種規程等のサンプルは以下のページからダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

【別添資料】

- 資料1 パンフレット「電子取引データの保存方法をご確認ください」他(令和3年11月、国税庁)
- 資料2 電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】(令和3年7月、国税庁)
- 資料3 お問合せの多いご質問(令和3年11月、国税庁)(抜粋)
- 資料4 「令和4年度税制改正大綱」(自由民主党・公明党、令和3年12月10日)より
(電子取引のデータ保存に関する2年間の経過措置関係)

✓ 改ざん防止のための措置について



※Word ファイルで公表していますので、ひな形としてご活用いただけます。



✓ 検索機能を確保する簡易な方法について



表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

〔イメージ〕

4 \$	¥Ü	5 8	v , ' ,	*f
1	20210131	110000	Gž7Ø Ñ	13 Ó i
2	20210210	330000	\&i d » ÑGž	@ e i
3	20210228	330000	\&i d » ÑGž	8* p i
		Sk		
49	20211217	220000	Gž7Ø Ñ	13 Ó i
50	20211227	55000	\&i d » ÑGž	8* p i



データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

〔イメージ〕

- 📄 20210131_110000_(株)霞商店.pdf
- 📧 20210210_330000_国税工務店 (株) .msg
- 📄 20210228_330000_国税工務店 (株) .pdf
- 📧 20211217_220000_(株)霞商店.msg

(例) 2021年1月31日 (株)霞商店からの110,000円の請求書なら「20210131_110000_(株)霞商店」

※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

✓ 市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

◆ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。

□ 要件を満たすかどうか確認するための _____ があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、 で

